平成29年6月15日

今を生きる会 世話人代表 左近 明子 様 戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会 代表 工藤 逸男 様

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

## 要請書について(回答)

5月25日に受領いたしました要請書に対して、下記のとおり回答いたします。

記

- 問 1) 「再稼働同意してはならない」その理由である「新規制基準審査の玄海3・4号機について の適合性不備10項目の理由」について県として納得できるかどうか。
- 答) 原子力発電所の再稼働に当たっての地元自治体同意の範囲については、国が判断すべきである と考えていますが、これまでは立地自治体となっており、玄海原子力発電所についても立地自治体である佐賀県及び玄海町が同意の判断をしたと認識しています。

また、原子力発電所の再稼働については、その安全性について、国が責任を持って確認・確保し、電力事業者と共に国民に対し十分な説明を行い、理解を得ていくことが必要であると考えています。

なお、県民の安全を守る県としては、これからも原子力防災訓練の実施とその検証を繰り返していき、必要に応じて地域防災計画及び広域避難基本計画を改定するなど、原子力防災対策の実効性を高めていくこととしています。

- 問2) 玄海原子力発電所の再稼動に関する住民説明会の開催を求めます。
- 答) 県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、玄海原子力発電所から 30Km 圏内を「原子力災害対策重点区域」とし、平成24年、地域防災計画及び広域避難基本計画を策定し、同年から原子力防災訓練を実施しているところです。

本件において、この 30 km圏内の重点区域に含まれる市町村は、糸島市であること、既に再稼動している原子力発電所の隣接府県においては、30 km圏内の市町を対象に住民説明会を開催していることから、本県の住民説明会についても糸島市としたところです。

なお、県内他の市町村から住民説明会の要請があった場合には、九州電力に対し、その対応を働きかけていきます。